第４号様式（第10条関係）

誓約書

真鶴港の係留施設の利用が承認された際には、港湾施設の設置及び管理等に関する条例、同条例の施行等に関する規則、真鶴港の施設利用承認等に関する事務処理要綱及び利用の案内に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

なお、これらのことに違反し、又は、町に迷惑をかけたときは、いかなる処置をとられても異議の申し立てはいたしません。

以上のとおり誓約いたします。

年　　　月　　　日

真鶴町長　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印